

## 木造住宅耐震診断士派遣事業の申し込みをされる方へ

### ◆申し込みの注意

1. 建築年は必ず記入して下さい。

①建築確認を受けている建築物は必ず確認番号及び年月日を記入して下さい。

(都市整備課窓口で建築確認番号及び年月日を確認できます。)

**【→市で建築確認番号及び年月日を審査します。】**

②建築確認を受けていない建築物は、市で課税台帳等を確認します。

**【→市で課税台帳等により建築年度を審査します。】**

③昭和46年4月2日～昭和56年5月31日に建築された建築物は、『**だれでもできるわが家の耐震診断** (一般財団法人日本建築防災協会発行)』で、建築物の自己評価を行い、添付してください。(合計評点が7点以下の建築物が対象となります。)

(一財)日本建築防災協会ホームページからも印刷できます。

[https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin\\_portal/daredemo\\_sp/](https://www.kenchiku-bosai.or.jp/taishin_portal/daredemo_sp/)

2. 延べ面積は分かる範囲で記入して下さい。

不明な場合は空欄で構いません。

3. 案内図は分かりやすく作成して下さい。(地図のコピー等も可)

4. 所有者及び世帯員が市税及び国民健康保険税の滞納がない事が対象です。

**【→市で税の滞納の有無を審査します。】**

5. 申込書は窓口へ直接持参して下さい。

郵送、FAX、電話、電子メールによる受付は行いません。

○申込窓口

都市建設部都市整備課開発審査係 (市役所本庁舎2階)

6. 受付期間は5月1日(金)～7月31日(金)、9時～16時となります。

### ◆木造住宅耐震診断の流れ

申込書をご提出いただいてから、

●市で建築年度・市税等の滞納の有無を審査します。

(昭和46年以降の建築物で、建築確認を受けていることが確認できないものは、『だれでもできるわが家の耐震診断』の診断結果の添付が必要です。)

●審査後、「木造住宅耐震診断士派遣決定通知書」を送付します。(併せて診断費用3,000円の納入通知書を送付します。納入期限までに金融機関で納付して下さい。)

●審査を行い、耐震診断士を派遣できないと判定した時は、「木造住宅耐震診断士を派遣しない旨の通知書」を送付します。

耐震診断の流れ

●9月～10月頃に耐震診断の実施を予定しています。

●派遣される耐震診断士が電話し、日程調整を行います。

●診断は主に現地調査及び聴き取り調査をもとに実施します。

●診断士が訪問し、診断結果を説明します。10～11月頃を予定しています。

### ◆その他不明な点がありましたら、下記まで問い合わせください。

問い合わせ先

常総市都市整備課開発審査係

TEL: 0297-23-2111 (内線2911)